

広川町住宅リフォーム補助金について

（快適で便利なまちづくりのために）

平 成31年度においても広川町では、住宅の居住性と機能

を維持、向上させることで良好な日常生活と子育て環境を整えるため、「広川町住宅リフォーム補助金交付制度」を実施します。

■補助を受けられる住宅（補助対象住宅）

- ①自分が所有している専用住宅
 - ②店舗、事務所との併用住宅は居住部分
 - ③貸借住宅については、当該住宅の所有者から承諾を得ている戸建て住宅。
- ただし、公営住宅は除きます。

■補助を受けられる方（補助対象者）

- 以下の①から③全てに該当する方が対象となります。
- ①本町に住民登録をし、補助対象住宅に居住されている方
- ②世帯員全員が町税及び町への使用料等を滞納していない方
- ③本補助金の交付を受けリフォーム工事を施した後、その住宅に5年間居住される方

■補助の対象となるリフォーム工事（補助対象工事）

- ①補助対象者が補助対象となる住宅に、町内の施工業者の施工により行うリフォーム工事
- ②国、県及び広川町が実施していない同様の補助事業の対象となっていない部分のリフォーム工事
- ③リフォーム工事が10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

■補助対象費用

補助金交付の対象となるのは、補助対象工事に要する費用とします。

■補助金の額

- (1)補助金の額は、補助対象費用の1/2とし、50万円を上限とします。
- (2)補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。

■交付の制限

補助金の交付は、一の住宅について1回とします。また、交付

決定前に着工及び完了しているリフォーム工事については、対象外となります。（※平成30年度までにおいて本補助金の交付を受けた住宅は対象外となります。）



◆補助金交付申請期間

- 補助金交付の申請期間は年2回とします。
- 上半期申請期間（平成31年5月7日（火）～5月17日（金））
- 下半期申請期間（平成31年10月7日（月）～10月18日（金））

補助要件に適合している申請件数が各半期に用意された予算額を上回った場合は、抽選により交付決定者を選出します。

◆その他

- 申請に際しては、事前直接企画政策課までお越しください。また、申請の事前予約等はできませんので御了承ください。
- ▼詳しくは、企画政策課（☎23-7731）まで

らくらく農業支援事業補助金のお知らせ

農家の高齢化、後継者の兼業化などによる労働力不足解消や、作業効率の悪い中山間農地での農業の省力化を図るため、農地の施設整備及び農作業用機器を購入する農業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

■補助対象者

広川町に住所を有し、農家台帳に農家として記載が有り、本補助金にて施設整備又は農作業用機器の購入を行い、概ね3年以上継続して栽培を行う農業者とする。

■申請方法

産業建設課に備え付けの申請用紙に記入の上、5月31日（金）までに、見積書・位置図・工事図面・カタログ・設置前の現況写真等を提出してください。

■その他

申請は、1農家につき1施設又は1機器とします。また、クローラー運搬車については耐用年数（7年）を経過していなければ再度申請はで



きません。

国及び県が実施している同様の補助事業の対象となるものについては、本事業の対象外とします。

工事着手又は機器の購入は、町長の交付決定後となります。

平成32年3月19日（木）までに工事を完了又は機器の購入を行い、確認できることが必要です。

▼詳しくは、産業建設課産業班（☎23-7764）まで

ニホンジカ管理捕獲・有害鳥獣捕獲のお知らせ

近年、全国的にニホンジカ等の鳥獣が急増し、各地で深刻な農林業被害をもたらしています。県内において、ニホンジカ生息数は平成6年度調査・約8700頭から平成26年度調査・約53,000頭と増加しています。県では、過去の県内捕獲実績等を考慮し、当面の間、ニホンジカ生息数を増加させない17,000頭以上を年間捕獲目標とするニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（旧称：ニホンジカ保護管理計画）を策定しています。



昨年の捕獲数

- 4月～5月のニホンジカ管理捕獲許可期間中
シカ：17頭
 - 1月～12月の有害鳥獣捕獲許可期間中
イノシシ：247頭
シカ：206頭
サル：21頭
- ※1月～12月の有害鳥獣捕獲実績にはニホンジカ管理捕獲許可期間中の17頭は含まれていません。

■管理捕獲実施期間

4月1日から5月20日までの期間において、県内各地でニホンジカ管理捕獲が実施されており、町内でも広川町猟友会の協力のもと実施されています。管理捕獲の期間中には捕獲許可を持った狩猟者が銃や檻による捕獲を行いますので、皆様のご注意とご協力をお願いします。

また、防護柵などで鳥獣被害対策を講じても農林水産物への被害がある場合には、被害の状況により、有害鳥獣捕獲（サル、イノシシやシカなどの捕獲）を実施することができますので、区長さんを通じて申請してください。

▶詳しくは、産業建設課 産業班（☎23-7764）まで

■補助対象となる施設及び農作業用機器の補助率等

補助対象となる施設等	補助率等
スプリンクラーによる防除施設	1/2 以内、上限 30 万円
モノラックによる運搬施設	1/2 以内、上限 45 万円
打ち込み井戸等の灌水施設	
クローラー運搬車	1/2 以内、上限 15 万円

注：事業費が10万円以上の施設等を対象とします。

温泉入浴券を活用した高齢者の健康づくりについて

温泉入浴を活用した高齢者の健康づくりを推進することを目的に、高齢者が温泉を利用しやすい環境を整えるため、町では滝原温泉ほたるの湯と連携し、入浴料金の割引と無料送迎バスが利用できる証明書を交付しています。交付対象となる方、交付方法等は次のとおりです。

■交付対象者

町内に住民登録をしている、満65才以上の方で、広川町の老人クラブに加入している方

※但し、要介護・要支援認定を受けている方は対象外となります。

■利用できる内容

- 割引した入浴料金3000円
- ※通常（大人）500円
- 無料送迎バスの乗車
- ※送迎バスを利用しないで自分の車等で直接行かれる方でも証明書を温泉で提示していただければ、入浴料金の割引を受けることができます。

■受付場所

広川町社会福祉協議会

■受付時間

土日祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分

▼詳しくは、広川町社会福祉協議会（☎64-0866）企画政策課（☎23-7731）まで

浄化槽設置の補助金制度

海や河川等の水質を保全することを目的に、浄化槽を設置される方に対して補助金を交付する制度を設けています。

本年度については、28基程度を予定しています。町では浄化槽の設置推進を図るため、補助金交付額を国の基準の1.5倍に拡充しています。平成32年3月31日までの間に「住宅の新築や改造」で浄化槽の設置を計画されている方は、是非この制度をご利用ください。



■受付期限／8月16日（金）

注：予定基数に達し次第終了とします。

補助金 交付額	5人槽	498,000円
	6～7人槽	621,000円
	8～50人槽	822,000円

※単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、別途上限9万円を補助します。

※汲み取り便槽又は単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、その転換に係る配管設備費用を別途上限30万円補助します。

▶詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23-7714）まで

「公道を走らなければ、ナンバープレート（登録）は必要ない」といった誤認識により、乗用装置のある農耕用の小型特殊自動車（トラクター・コンバイン・田植機など）や小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどの申告（登録）をせず、所有していませんか。地方税法上、小型特殊自動車は路上を走る、走らないう関係なく毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

下記のような乗用装置のあるトラクターやコンバイン、田植機といった農耕用の小型特殊自動車や工場内でしか使用しない小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有しており、申告（登録）がまだお済みでない方は、広川町税務課へ申告（登録）し、ナンバープレートの交付を受けてください。

■申告（登録）が必要な車両

車両の種類	該当要件	税額
小型特殊自動車	農業用 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車（コンバイン）、田植機などで、乗用装置のあるもの *上記の小型特殊自動車のうち、最高速度が35km/h未満のもの	2,400円
	その他 フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラー、グレーダ、アスファルトフィニッシャー、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車など ①車両の長さ 4.7m以下 ②車両の幅 1.7m以下 ③車両の高さ 2.8m以下 ④最高速度 15km/h以下 *①～④の全ての要件の範囲内であれば小型特殊。それ以外は大型特殊になります。	5,900円

▼詳しくは、税務課（☎23-7734）まで

所有している小型特殊自動車の登録はお済みですか？



特定健診、がん検診を受けましょう

無料

今年度より、6月号広報に掲載予定の人間ドック、国保日高総合病院の脳ドックを申し込まれる予定の方は、当分の間、集団健診、個別健診は受診できませんので、ご理解ください。

定期的に医療機関に通院している方であっても、特定健診を受けることができます。かかりつけ医と相談のうえ、受けましょう。

広川町国民健康保険加入者が実施する特定健診の内容と異なりますが、後期高齢者医療保険にご加入の方も特定健診を受けることができます



◆5月～6月の集団検診の日程

■健診対象者

- ・特定健診・・・40歳～74歳の広川町国民健康保険加入者
後期高齢者医療保険加入者(65歳～74歳で一定の障害認定を受けている方、75歳以上の方)
- ・胃・肺・大腸がん検診 40歳以上の住民
- ・子宮がん検診・・・・・・20歳以上の女性
- ・乳がん検診・・・・・・40歳以上の女性 ただし、乳がん検診 定員30名

(特定健診・胃・肺・大腸がん検診)

検診日	対象区（場所）	受付時間	申込締切日
5月9日（木）	落合（落合公民館）	午前8時～午前8時30分	4月18日（木）
5月20日（月）	寺杣（津木公民館）		4月26日（金）
5月24日（金）	名島・柳瀬・東中（名島集会場）		5月10日（金）
5月31日（金）	広西（保健福祉センター）		5月13日（月）
6月3日（月）	南金屋（南広公民館）		5月21日（火）
6月11日（火）	殿・上中野（保健福祉センター）		

(子宮・乳・大腸がん検診)

検診日	対象区（場所）	受付時間	申込締切日
5月10日（金）	前田・下津木（津木公民館）	午後1時30分～午後2時	4月19日（金）
5月16日（木）	上津木（中村区民センター）		4月25日（木）

※特定健診、子宮・乳がん検診は有田郡市内指定医療機関でも受診することができます。

※胃がん検診にはバリウムを使用します。

※65歳以上の方で、肺がん検診を受診された方は、結核健診も同時に行います。

※健診期間は、平成31年4月1日～平成32年3月31日までです。お一人様各種健診（検診）それぞれ1回限りの受診となります。

▶詳しくは、健康づくり推進地区委員、または住民生活課保健師（☎23-7724）まで